

証券コード2397  
平成30年5月29日

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目15番1号  
株式会社DNAチップ研究所  
代表取締役社長 的 場 亮

## 第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。平成30年6月19日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう送付いただきたくお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

36頁から37頁記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月20日（水曜日）受付開場：午前9時30分  
総会開始：午前10時  
※総会開始時間が昨年と異なりますので、お間違えないようご注意ください。
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目4番28号  
港区立商工会館 2階 研修室
3. 目的事項  
報告事項 第19期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）に関する事業報告の内容、及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 資本金および資本準備金の額の減少の件  
第2号議案 剰余金の処分の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）2名選任の件  
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項  
(1) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。  
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
**その他株主総会招集に関する事項**

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.dna-chip.co.jp/>）に掲載させていただきます。

（お願い）

当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

# 事業報告

(自 平成29年4月1日  
至 平成30年3月31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 当期の状況

当期におけるわが国経済は、金融緩和をはじめ政府の各種経済対策を背景に、企業業績や雇用・所得環境に改善傾向が見受けられるなど、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、米国新政権の政策動向や東アジアの地政学リスクなどによる国内景気への影響などから、先行きは不透明な状況となっております。

当社を取り巻くライフサイエンス分野におきましては、近年、ヒトiPS細胞関連の臨床試験が盛んに行われており、再生医療の実用化が本格化してきました。また、再生医療分野に異業種を含めた様々な企業が参入するなど、再生医療の産業化が本格的なステージに入ってきました。今後、再生医療分野の市場規模は大きく拡大することが予測されております。

最新のがん治療におきましては、従来の三大治療である「手術（外科治療）」、「薬物治療（抗がん剤治療）」、「放射線治療」に加えて、「免疫療法（体の中に侵入した異物を排除するために、生まれながらに備えている能力を高め、がんの治療を行う方法）」が注目されています。近年、免疫療法に用いる「免疫チェックポイント阻害剤」が医薬品として承認され、従来自由診療であった免疫療法による治療が一部保険診療可能となり、患者負担が少なく治療を受けることが可能になりました。

また、遺伝子解析技術の向上により、今後がん予防や治療に新たな展開が期待されております。当社におきましても、血液を用いて肺がんの遺伝子変異検査を行う、「EGFR-NGS Check」の薬事承認・保険収載を最優先事項として取り組んでおります。

なお、当社創業者である松原謙一氏（現当社顧問、国立大学法人大阪大学名誉教授）が、遺伝子組み換え技術の開発と発展への貢献、B型肝炎ウイルスのゲノム研究を進めワクチンを開発、安全に大量生産する道を開くなどの成果が認められ、2017年11月に文化勲章を受賞いたしました。

このような状況下において当社は、方針を「開発力強化と事業化加速」と定め、研究受託事業の成長と診断事業の差別化を目指しております。

この結果、当期の売上高は、362百万円（前期比111.8%）、営業損失は125百万円で、経常損失は126百万円、当期純損失は127百万円となりました。

(単位：千円)

|          | 売上高     | 営業利益     | 経常利益     | 当期純利益    |
|----------|---------|----------|----------|----------|
| 平成30年3月期 | 362,843 | △125,027 | △126,632 | △127,579 |
| 平成29年3月期 | 324,646 | △152,564 | △151,226 | △211,909 |

事業部門別事業状況は次のとおりです。

#### 【研究受託事業】

研究受託事業におきましては、主な事業として受託解析サービスを行っております。大学や研究機関、製薬・食品会社等を主な顧客として、遺伝子関連解析のサービスや解析結果の統計処理のサービスを提供しております。主なサービスは、マイクロアレイ受託解析サービスと次世代シーケンス受託解析サービスがあります。

マイクロアレイを使用した受託解析サービスでは、製薬・食品会社等の顧客に積極的な提案型営業を行うとともに、大学、研究所機関等の顧客にはきめ細かなフォローを推進しております。

また、「デジタルPCR受託サービス」や「再生医療研究分野に向けた間葉系幹細胞の品質評価解析サービス(C3チェックサービス)」等新規サービスメニューの拡充を図っております。

次世代シーケンスを使用した受託解析サービスでは、顧客の目的に合わせた実験デザインの提案、データ解析及びサポートに力を入れております。また、「16SrRNA細菌叢解析」等新規サービスメニューの拡充を図っております。

いずれのサービスにつきましても、他社との差別化を意識し、クオリティの高い内容をお客様に提供すべく取り組んでおります。

その結果、当期売上高は、318百万円(前期比102.4%)となりました。

#### 【診断事業】

診断事業におきましては、血液を用いて肺がんの遺伝子変異を検査する「EGFR-NGS Check」の市場への普及を当社の最優先事項として取り組んでおります。現在この検査の薬事承認、保険収載を目指した活動を行っております。こうした活動によって「EGFR-NGS Check」を、日本ではじめて次世代シーケンス技術を用いた薬事承認検査としていくことを目標としております。

また、同時に遺伝子解析を用いた関節リウマチの薬剤効果予測検査、うつ病の診断技術の開発も積極的に進めております。

「免疫年齢」は、順調に契約クリニック数を増やしており、安定的に受注を獲得しております。

その結果、当期の売上高は、44百万円(前期比325.2%)となりました。

部門別売上高

|         | 前 期<br>(平成29年3月31日) |        | 当 期<br>(平成30年3月31日) |        | 前期比<br>(%) |
|---------|---------------------|--------|---------------------|--------|------------|
|         | 金 額(千円)             | 構成比(%) | 金 額(千円)             | 構成比(%) |            |
| 研究受託事業  | 310,996             | 95.8   | 318,454             | 87.8   | 102        |
| 診 断 事 業 | 13,650              | 4.2    | 44,388              | 12.2   | 325        |
| 合 計     | 324,646             | 100.0  | 362,843             | 100.0  | 112        |

## ②研究開発の状況

当社の研究開発の目標は、主として診断に有用なコンテンツの開発を行うこととあります。このために、関連技術を有する大学・研究機関および企業等と手を組み共同研究や研究の受託を積極的に推進しております。

当期に実施した研究開発活動は以下のとおりです。

### i. 診断メニュー拡充のための取組み

ア. 次世代シーケンサーを使用したがん診断技術に関する研究

イ. 関節リウマチに関する研究

(ア). 関節リウマチの多剤効果予測に関する研究

・ DNAチップを使用した検査に関する研究

・ qPCRを使用した検査に関する研究

(イ). 関節リウマチ新規病態マーカーに関する研究

ウ. うつ病診断に関する研究

エ. 認知障害・アルツハイマー病診断に関する研究

### ii. 公共機関からの委託研究開発

当期におきましても公共機関からの委託研究開発を実施いたしました。

ア. 生命動態の理解と制御のための基盤技術の創出

国立研究開発法人科学技術研究機構から委託を受け、戦略的創造研究推進事業（チーム型研究CREST）の「生命動態の理解と制御のための基盤技術の創出」に参加し、動的遺伝子ネットワークの多次元構造解析による高精度な細胞分化制御技術の開発を前期に引き続き実施しました。

イ. 再生医療等の産業化に向けた評価手法等の開発

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）から委託を受け、「再生医療等の産業化に向けた評価手法等の開発」に受託者として、自己軟骨細胞シート（最終製品）の品質管理項目を設定し、細胞シート作製時の細胞形態、細胞シートの物性や移植後の機能との関連解析を行い、その品質評価系の確立を目指した研究開発活動を実施しました。

### iii. 当期に発表した論文及び記事等

EGFR-NGSチェック～次世代シーケンシングによる低侵襲性肺癌遺伝子検査法～

当社従業員は、平成29年8月にシーエムシー出版から発行された「リキッドバイオプシー ー体液中腫瘍マーカーの検出・解析技術ー（共著）」のうち、「EGFR-NGSチェック～次世代シーケンシングによる低侵襲性肺癌遺伝子検査法～」という項目で執筆に参画いたしました。

iv. 当期に取得・申請した特許

ア. 当期に取得した特許

核酸分子数計測法

地方独立行政法人 大阪府立病院機構と共同で出願し、平成29年4月に登録されました。

イ. 当期に申請した特許

(ア) . 大腸癌の異時性転移を予測する方法およびそれに用いるキット

北海道公立大学法人 札幌医科大学との共同で平成29年7月に申請いたしました。

(イ) . 蜂病の原因菌を検出する方法及びその検出キット

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構との共同で平成29年9月に申請いたしました。

(ウ) . 気分障害を検出する方法

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センターとの共同で平成29年9月に申請いたしました。

なお、平成30年3月期の研究開発費は55,882千円であります。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は32百万円であります。その主たるものは、研究用機器（工具、器具および備品）であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。



#### (4) 対処すべき課題

当社の事業分野でありますライフサイエンス分野は、今後市場が益々拡大するものと期待されております。このような環境下における当社の対処すべき課題は次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当期末現在において当社が判断したものであります。

##### ① 「EGFR-NGS Check」の薬事承認、保険収載に向けた取組み

現在、当社の最重点課題は、「EGFR-NGS Check」の市場への普及であり、そのためには、薬事承認検査とすることが重要であると考えております。このため、この検査の薬事承認、保険収載に向けた取組みを最優先事項として実施してまいります。

##### ② 診断メニューの拡充

当社の重点課題として、診断事業の拡充があります。診断サービス市場は、国内外で大きな伸びが期待されており、今後の当社事業の大きな柱と位置付けております。このため、「EGFR-NGS Check」に続く新規検査メニューの開発を積極的に行ない、診断メニューの拡充を推進してまいります。

##### ③ 人材の確保

大学、公的病院等と共同研究開発を進めていく上では、専門的知識と技術を有した人材の確保及び育成とその定着を図ることが重要であると認識しております。経験豊富な研究者の確保を進めておりますが、今後新規サービスメニュー等新たな研究開発を進めていく上で、さらなる優秀な研究者の確保が必要であり、この人材の確保に努めてまいります。

##### ④ 営業体制の強化

当社の営業部門は、人員もまだ少数であり、十分な体制を整えているとは言い難い状況にあります。診断事業への展開を考慮すると、提案型営業など技術部門とより密接に連携した受注活動が必要であり、営業要員の増員により、顧客ニーズの迅速な取り込みはもとより、顧客第一主義の徹底を図り、製販一体となった受注活動を推進してまいります。

##### ⑤ 特許対応

遺伝子関連事業においては、競合会社に対抗していくためには特許権その他の知的財産権の確保が非常に重要であると考えております。当社は、これまでDNAチップ開発のための基礎特許を中心に特許出願を行ってまいりましたが、今後は大学、公的病院等と共同研究開発を進めている診断関連コンテンツを中心に積極的に特許権として取得する方針です。このため、共同研究開発契約でも契約先と共同で特許出願を行う権利確保を標準としております。戦略特許に値するものについては、当社単独での出願も行う方針です。

(5) 財産及び損益の状況

|               | 第16期<br>平成27年3月期 | 第17期<br>平成28年3月期 | 第18期<br>平成29年3月期 | 第19期(当期)<br>平成30年3月期 |
|---------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 売上高(百万円)      | 357              | 284              | 324              | 362                  |
| 経常損失(百万円)     | 119              | 178              | 151              | 126                  |
| 当期純損失(百万円)    | 135              | 203              | 211              | 127                  |
| 1株当たり当期純損失(円) | 37.19            | 47.92            | 50.01            | 30.11                |
| 総資産(百万円)      | 896              | 681              | 483              | 394                  |
| 純資産(百万円)      | 833              | 630              | 418              | 295                  |
| 1株当たり純資産額(円)  | 181.73           | 133.81           | 83.79            | 53.69                |

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 財産及び損益の状況

- ①第16期につきましては、「研究開発から事業化への加速」をさらに充実させ、収益構造改革を推進し、収益区分を明確にするため事業区分を見直しました。
- ②第17期につきましては、方針を「開発力強化と事業化加速」と定め、オープンイノベーション、最新の技術の事業化およびグローバル化を進めることにより、研究受託事業の拡充と診断事業の強化を行いました。
- ③第18期につきましては、第17期同様「開発力強化と事業化加速」の推進を継続し、さらなる研究受託事業の拡充と診断事業の強化を行いました。
- ④第19期の状況については、前述「(1)事業の経過及びその成果」のとおりであります。

(6) 主な事業の内容

| 事業区分   | 事業内容                                   |
|--------|----------------------------------------|
| 研究受託事業 | 受託解析サービス<br>次世代シーケンス解析サービス             |
| 診断事業   | RNAチェック 免疫年齢<br>DNAチェック EGFR-NGS check |

(7) 主要な営業所及び工場

| 名称     | 所在地             |
|--------|-----------------|
| 本社・研究所 | 東京都港区海岸一丁目15番1号 |

(8) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比較増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|---------|-------|--------|
| 29名  | 2名増     | 43.6歳 | 8.2年   |

(注) 従業員数は就業人数であります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,080,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,237,700株  
(自己株式94株を含む)
- (3) 株主数 4,492名
- (4) 大株主の状況

| 株 主 名      | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|------------|----------|---------|
| 株式会社エンプラス  | 848,000株 | 20.01%  |
| 藤 井 衛      | 170,000株 | 4.01%   |
| 森 淳 彦      | 70,000株  | 1.65%   |
| 藤 尾 晋 作    | 65,000株  | 1.53%   |
| 枝 松 七 郎    | 63,400株  | 1.49%   |
| 吉 富 逸 雄    | 50,000株  | 1.17%   |
| 上 野 賀 亮    | 40,000株  | 0.94%   |
| 蔵 野 孝 行    | 40,000株  | 0.94%   |
| 戸 島 和 博    | 37,400株  | 0.88%   |
| 株式会社証券ジャパン | 36,500株  | 0.86%   |

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項ありません。

### 3. 新株予約権等に関する重要な事項

当期中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

| 項目               | 第2回新株予約権                                |
|------------------|-----------------------------------------|
| 発行年月日            | 平成29年11月21日                             |
| 区分               | 従業員                                     |
| 交付者数             | 30名                                     |
| 新株予約権の数          | 420個                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 42,000株                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式                                    |
| 新株予約権の1個当たりの発行価額 | 49,800円                                 |
| 新株予約権1個当たりの行使価格  | 新株予約権1個当たり<br>142,800円<br>(1株当たり1,428円) |
| 権利行使期間           | 平成31年11月1日から<br>平成33年10月31日まで           |
| 新株予約権の行使の条件      | (注)                                     |

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①権利行使時においても当社の取締役、監査等委員である取締役および従業員のいずれかの地位にあること
- ②相続人は権利行使可(ただし1代限りとする)

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況

| 地 位        | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況     |
|------------|---------|------------------|
| 代表取締役社長    | 的 場 亮   |                  |
| 取 締 役      | 堀 川 裕 司 |                  |
| 取締役（監査等委員） | 山 田 國 夫 |                  |
| 取締役（監査等委員） | 片 山 登喜男 | 有限会社信濃東部自動車学校監査役 |
| 取締役（監査等委員） | 君 塚 元 一 | QMS株式会社代表取締役社長   |

- (注) 1. 堀川裕司氏および君塚元一氏は、平成29年6月21日開催の定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
2. 平成29年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役リムチュンレン氏、横田大輔氏、田村卓郎氏、監査役吉田春樹氏、酒井崇氏および竹山春子氏は、任期満了により退任いたしました。
3. 山田國夫氏および片山登喜男氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに業務監査室、法務、コンプライアンス、内部統制と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、山田國夫氏を、常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役山田國夫氏及び片山登喜男氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ておりません。
6. 監査等委員片山登喜男氏は、弁護士として企業法務に精通しており、会社法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. QMS株式会社は、当社の大株主である株式会社エンプラスの子会社であります。株式会社エンプラスとは、資本業務提携契約があるとともに、受託サービス事業において協業関係にあります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く）は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める金額の合計額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

|               |    |          |                    |
|---------------|----|----------|--------------------|
| 取締役（監査等委員を除く） | 6名 | 21,480千円 | （内社外取締役2名 600千円）   |
| 取締役（監査等委員）    | 3名 | 5,850千円  | （内社外取締役2名 5,850千円） |
| 監査役           | 4名 | 2,493千円  | （内社外監査役3名 2,193千円） |

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等兼職状況と当社との関係

取締役（監査等委員）片山登喜男氏は、有限会社信濃東部自動車学校の監査役であります。有限会社信濃東部自動車学校と当社との間には特別な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当期における活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

| 区 分                | 氏 名     | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況                                                                                                                      |
|--------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等<br>委員) | 山 田 國 夫 | 当期に開催された取締役会13回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、監査等委員会設置移行前に開催された監査役会3回全てに出席、監査等委員会設置移行後に開催された監査等委員会7回全てに出席し、監査結果について意見交換、重要事項の協議を行っております。 |
| 取締役<br>(監査等<br>委員) | 片 山 登喜男 | 当期に開催された取締役会13回全てに出席し、弁護士の立場から疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、取締役（監査等委員）就任後に開催された監査等委員会7回全てに出席し監査結果について意見交換、重要事項の協議を行っております。             |

## 5. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 清友監査法人
- (2) 報酬等の額
- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| 当期に係る報酬等の額               | 8,100千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 8,100千円 |
- ①当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めておりません。
- ②会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由：当監査等委員会は、当社の経理部門並びに会計監査人からの監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積根拠資料等を検証した結果、会計監査人の報酬等について当社経理部門の評価に同意します。
- (3) 非監査業務の内容 非監査業務は委託しておりません。
- (4) 解任又は不再任の決定の方針
- 当社都合の他、下記の事項に該当すると判断した場合、監査等委員会はその事実に基づき当該監査法人の解任又は不再任の検討を行い、監査等委員会規則に則り決定し、取締役会に通知します。
- ①会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ②会社法、公認会計士等の法令違反による懲戒処分や監督官庁から処分を受けた場合
- ③その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列举し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合
- (5) 現に受けている業務停止処分に係る事項  
該当事項はありません。
- (6) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項  
該当事項はありません。
- (7) 責任限定契約の内容の概要  
責任限定契約の締結については、定款に規定しておりません。
- (8) 当期中に辞任した会計監査人に関する事項  
該当事項はありません。



## 6. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・監査等委員が業務監査権限を持ち、各取締役の担当業務の執行状況を確認します。
- ・監査等委員は取締役会に出席し、取締役会の出席及び審議の状況を確認します。
- ・取締役は就任にあたり、宣誓書を兼ねた就任承諾書を会社に提出します。

②取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会および経営戦略会議議事録は担当の取締役あるいは総務部が作成し、総務部に保管することとしております。
- ・各取締役が担当業務に関して行う決定は、経営戦略会議決議によって行い、総務部に保管することとしております。
- ・上記の議事録及び経営戦略決議書は10年間保管することとしております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・1件5百万円以上の設備、資産の取得・処分、借入、貸付は、業績に重要な影響を与える事項として、経営戦略会議で審議し、決定した後に実行することとしております。
- ・1件5千万円以上の設備、資産の取得・処分、借入、貸付は、業績に重要な影響を与える事項として、取締役会で審議し、決定した後に実行することとしております。
- ・取引先の信用に関する事項については、外部調査機関の情報も活用し管理することとしております。
- ・情報セキュリティに関するリスクについては、関連規則を制定するなどの対応を図っております。

④取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とした機関として経営戦略会議を設置し、情報の共有化を図るとともに、必要な戦略上の問題提起を行い、全体的に影響を及ぼす重要事項について審議決定を行うこととしております。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・企業行動基準を策定し、法と正しい企業倫理に基づき行動することとしております。

- ・就業規則の周知を図るために、就業規則を閲覧できるようにしております。
- ⑥当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・当社は、親会社、子会社等のグループ会社はありませんが、全社的に業務の適正を確保するために、業務遂行の意思決定機関である経営戦略会議を開催し審議決定を行うこととしております。
- ⑦監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ・当社の規模及び業態に鑑み、監査等委員会の職務を補助する使用人は設置していません。但し、監査等委員会が補助者を必要とするときは、担当の取締役（監査等委員であるものを除く。）にその旨連絡し、担当の取締役（監査等委員であるものを除く。）は必要な処置を講じるよう努めることとしております。
- ⑧監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び実効性に関する事項
  - ・監査等委員会の要請によって、その職務を補助することになった使用人は、担当の取締役（監査等委員であるものを除く）および所属上長から一切の指揮、命令を受けることなく監査等委員の指示に忠実に従うこととしております。補助使用人の人事異動、懲戒処分については監査等委員会の同意を得ることとしております。
- ⑨取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - ・予算および実績については、経営戦略会議を通じて常勤監査等委員に報告することとしております。
  - ・各取締役（監査等委員であるものを除く。）が担当業務に関して行った決定を記録した決裁文書の内容については、監査等委員の要求があればその都度監査等委員に報告します。
  - ・取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人は前2項に加え、法令違反や当社に重大な影響を及ぼす事実等を知ったときは、監査等委員に報告することとしております。
- ⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の取扱いに関する事項
  - ・事前に判明している監査等委員の職務の執行により生ずる費用については、期首に予算化することとしております。
  - ・前項以外に生ずる費用については監査等委員から事前申請又は事後の速やかな報告により、その費用の前払いまたは事後の払いにより負担することとしております。
- ⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、取締役社長と必要に応じて意見交換を実施します。
- ・監査等委員は、内部監査の結果について報告を受けます。
- ・監査等委員は監査及び会計に関する知識の習得に努めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「DNAチップ研究所企業行動基準」を制定し、当社取締役及び全従業員に対し、行動基準遵守に関する誓約書の提出を義務付け、法令・企業倫理に沿った行動をするように徹底しております。
- ・コンプライアンスに関する通報・相談窓口として内部通報窓口を設定し、コンプライアンス意識の浸透、不正行為の未然の防止に努めております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「情報の管理と開示に関する規則」に従い、決裁文書、取締役会議事録等の保存、管理を実施しました。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・1件5百万円以上の設備、資産の取得・処分、借入、貸付は、業績に重要な影響を与える事項として、経営戦略会議で審議する規程になっており規程に従って実施しております。
- ・取引先の信用リスクについては、外部調査機関の情報を活用し管理しております。

④取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ・全般的経営方針、経営計画その他職務執行に関する重要事項は経営戦略会議を設置し、協議を行いました。経営計画の策定、経営計画に基づく各業務担当取締役による事業部門ごとの業績目標と予算を設定し、月次ならびに四半期業績管理を実施しました。
- ・取締役会において、法令、定款、取締役会規則等の社内規程に従って経営基本方針・戦略をはじめとする経営上重要な意思決定を行っております。

⑤監査等委員会の監査体制に関する事項

- ・当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人、またはこれらの者から報告を受けたものが当社の監査等委員会に報告するための体制は社内規程に従って、監査等委員に報告を行っております。
- ・監査等委員が業務のために支払った費用については、速やかに処理しました。
- ・常勤監査等委員は、取締役会のほか経営戦略会議など社内の重要な会議に出席し、必要あるときは意見を述べております。
- ・監査等委員会は、代表取締役や内部監査部門等と適宜意見交換を行い、業務監査の実効性を高めました。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                | 負 債 の 部                  |                |
|----------------------|----------------|--------------------------|----------------|
| 項 目                  | 金 額            | 項 目                      | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>364,827</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>93,054</b>  |
| 現金及び預金               | 220,436        | 買掛金                      | 52,322         |
| 受取手形                 | 24,112         | 未払法人税等                   | 8,225          |
| 売掛金                  | 104,694        | 未払消費税等                   | 1,458          |
| 商 品                  | 905            | 未払費用                     | 24,785         |
| 仕掛品                  | 807            | 未払金                      | 3,359          |
| 貯 蔵 品                | 4,612          | 預り金                      | 2,902          |
| 前払費用                 | 7,539          | <b>固 定 負 債</b>           | <b>6,196</b>   |
| その他                  | 1,718          | 退職給付引当金                  | 6,196          |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>29,594</b>  | <b>負 債 合 計</b>           | <b>99,250</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>24,748</b>  | <b>純 資 産 の 部</b>         |                |
| 建 物                  | 0              | 項 目                      | 金 額            |
| 工具、器具及び備品            | 24,748         | <b>株 主 資 本</b>           | <b>227,510</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>674</b>     | 資 本 金                    | 1,400,024      |
| 特 許 権                | 674            | 資 本 剰 余 金                | 1,312,574      |
| 施 設 利 用 権            | 0              | 資 本 準 備 金                | 1,312,574      |
| ソ フ ト ウ ェ ア          | 0              | 利 益 剰 余 金                | △2,485,019     |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>4,171</b>   | そ の 他 利 益 剰 余 金          | △2,485,019     |
| 投 資 有 価 証 券          | 0              | 繰 越 利 益 剰 余 金            | △2,485,019     |
| 敷 金                  | 3,548          | 自 己 株 式                  | △68            |
| 長 期 前 払 費 用          | 622            | <b>新 株 予 約 権</b>         | <b>67,661</b>  |
|                      |                | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>295,171</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>394,421</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>394,421</b> |

# 損 益 計 算 書

(自 平成29年 4月 1日  
至 平成30年 3月 31日)

(単位：千円)

| 項 目                   | 金 額   |         |
|-----------------------|-------|---------|
| 売 上 高                 |       | 362,843 |
| 売 上 原 価               |       | 245,748 |
| 売 上 総 利 益             |       | 117,094 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 242,122 |
| 営 業 損 失               |       | 125,027 |
| 営 業 外 収 益             |       |         |
| 受 取 利 息               | 2     |         |
| 受 取 賃 借 料             | 237   |         |
| そ の 他                 | 398   | 638     |
| 営 業 外 費 用             |       |         |
| 新 株 予 約 権 発 行 費       | 2,189 |         |
| 為 替 差 損               | 53    | 2,243   |
| 経 常 損 失               |       | 126,632 |
| 特 別 利 益               |       |         |
| そ の 他                 | 2     | 2       |
| 特 別 損 失               |       |         |
| そ の 他                 | 0     | 0       |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |       | 126,629 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 950   |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | -     | 950     |
| 当 期 純 損 失             |       | 127,579 |

# 株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日  
至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |              |                                    |              |      |
|---------------------|-----------|-----------|--------------|------------------------------------|--------------|------|
|                     | 資本金       | 資本剰余金     |              | 利益剰余金                              |              | 自己株式 |
|                     |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |      |
| 当 期 首 残 高           | 1,400,024 | 1,312,574 | 1,312,574    | △2,357,440                         | △2,357,440   | △68  |
| 当 期 変 動 額           |           |           |              |                                    |              |      |
| 当期純損失(△)            |           |           |              | △127,579                           | △127,579     |      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |              |                                    |              |      |
| 当期変動額合計             |           |           |              | △127,579                           | △127,579     |      |
| 当 期 末 残 高           | 1,400,024 | 1,312,574 | 1,312,574    | △2,485,019                         | △2,485,019   | △68  |

|                     | 株主資本合計   | 新株予約権  | 純資産合計    |
|---------------------|----------|--------|----------|
| 当 期 首 残 高           | 355,089  | 63,303 | 418,392  |
| 当 期 変 動 額           |          |        |          |
| 当期純損失(△)            | △127,579 |        | △127,579 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |          | 4,357  | 4,357    |
| 当期変動額合計             | △127,579 | 4,357  | △123,221 |
| 当 期 末 残 高           | 227,510  | 67,661 | 295,171  |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商 品……………移動平均法に基づく原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

仕掛品……………個別法に基づく原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建 物……………定額法（建物附属設備は定率法。但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6～15年

工具、器具及び備品……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

工具、器具及び備品 2～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（有効期間3年）に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。  
また、特許権については、社内における利用可能期間（8年）に基づく定額法によっております。

##### (3) 長期前払費用……………定額法

##### (4) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当期末における回収不能見込額はなく、貸倒引当金の計上はありません。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当期に見合う支給見込額に基づき計上しております。ただし、当社は賞与支給見込額を未払費用として計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合退職金要支給額を退職給付債務として計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 貸借対照表に関する注記

#### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

169,930千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- |        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 162千円   |
| 長期金銭債権 | 3,148千円 |

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引
- |       |          |
|-------|----------|
| 売上高   | 17,100千円 |
| 営業費用  | 29,059千円 |
| 営業外収益 | 237千円    |

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類    | 当 期 首 株 式 数 | 増 加 数 | 減 少 数 | 当 期 末 株 式 数 |
|----------|-------------|-------|-------|-------------|
| 普通株式 (株) | 4,237,700   | -     | -     | 4,237,700   |

2. 自己株式に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 期 首 株 式 数 | 増 加 数 | 減 少 数 | 当 期 末 株 式 数 |
|-----------|-------------|-------|-------|-------------|
| 普通株式 (株)  | 94          | -     | -     | 94          |



### 3. 新株予約権等に関する事項

| 内訳              | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 |        |       |         | 当期末残高<br>(千円) |
|-----------------|------------|-----------|--------|-------|---------|---------------|
|                 |            | 当 期 首     | 増 加 数  | 減 少 数 | 当 期 末   |               |
| 平成26年度<br>新株予約権 | 普通株式       | 852,000   | -      | -     | 852,000 | 63,303        |
| 平成29年度<br>新株予約権 | 普通株式       | -         | 42,000 | -     | 42,000  | 4,357         |
|                 | 合計         | 852,000   | 42,000 | -     | 894,000 | 67,661        |

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

#### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|               |          |
|---------------|----------|
| 繰延税金資産        |          |
| 未払事業税否認額      | 2,227千円  |
| 未払賞与損金算入限度超過額 | 5,202    |
| 投資有価証券評価損     | 27,558   |
| 減損損失          | 22,816   |
| 繰越欠損金         | 389,636  |
| その他           | 4,820    |
| 繰延税金資産 小計     | 452,261  |
| 評価性引当額        | △452,261 |
| 繰延税金資産の純額     | -        |

#### リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

#### 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であります。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

|               | 貸借対照表計上額(*) | 時価(*)    | 差額 |
|---------------|-------------|----------|----|
| (1) 現金及び預金    | 220,436     | 220,436  | -  |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 128,806     | 128,806  | -  |
| (3) 買掛金       | (52,322)    | (52,322) | -  |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

##### (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

関連当事者との取引に関する注記  
 当社と関連当事者との取引  
 親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

| 種類           | 会社等の名称又は氏名  | 所在地     | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業                             | 議決権等の所有割合   | 関連当事者との関係 | 取引の内容      | 取引金額(千円) | 科目      | 期末残高(千円) |
|--------------|-------------|---------|--------------|---------------------------------------|-------------|-----------|------------|----------|---------|----------|
| その他の関係会社     | 株式会社エンプラス   | 埼玉県川口市  | 8,080,454    | エンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種製品の製造及び加工  | (被所有) 20.01 | 資本・業務提携   | 不動産貸借      | 21,922   | 前払費用    | 1,973    |
|              |             |         |              |                                       |             |           | 敷金及び保証金の差入 | -        | 敷金及び保証金 | 3,148    |
|              |             |         |              |                                       |             |           | 設備貸貸       | 237      | -       | -        |
| その他の関係会社の子会社 | 株式会社シノケルテクノ | 東京都千代田区 | 10,000       | エンジニアリングプラスチック製品の販売、開発、情報収集およびマーケティング | なし          | 研究受託      | 研究受託       | 34,051   | 売掛金     | 3,348    |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 敷金及び貸借等の対価につきましては一般的取引と同様に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

|            |        |
|------------|--------|
| 1株当たり純資産額  | 53円69銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 30円11銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 DNAチップ研究所

取締役会 御中

### 清友監査法人

指定社員 公認会計士 和田 司 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中村 佳央 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社DNAチップ研究所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い重要な会議に出席し、取締役及び内部統制部門等使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計協議会）及び「監査における不正リスク対応基準」並びに品質管理基準委員会報告第1号「監査事務所における品質管理」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

株式会社DNAチップ研究所 監査等委員会

取締役（監査等委員） 山田 國夫 ⑩

取締役（監査等委員） 片山 登喜男 ⑩

取締役（監査等委員） 君塚 元一 ⑩

(注) 監査等委員山田國夫及び片山登喜男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社会取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 資本金および資本準備金の額の減少の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の効率的な経営の維持および財務体質の健全化を図り、剰余金配当等株主還元の実現を目指すことを目的として、会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づく資本金および資本準備金の額を減少させるものであります。

なお、本議案は発行株式数を変更することなく、資本金および資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

また、資本金および資本準備金の額の減少は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額および発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

#### 1. 資本金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本金の額

資本金の額 1,400,024,100円を、1,300,024,100円減少し、100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

##### (2) 資本金の額の減少が効力を有する日

平成30年9月30日

#### 2. 資本準備金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額 1,312,574,100円を 1,184,995,100円を減少して、127,579,000円とし、減少する資本準備金の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

##### (2) 資本準備金の額の減少が効力を有する日

平成30年9月30日

### 第2号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、第1号議案における資本金および資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金が2,485,019,200円増加し、2,485,019,200円となり、その他資本剰余金2,485,019,200円を全額減少して、繰越利益剰余金に振り替え、欠

損填補に充当いたします。

- (1) 減少する剰余金の項目およびその額  
 その他資本剰余金 2,485,019,200円
- (2) 増加する剰余金の項目およびその額  
 繰越利益剰余金 2,485,019,200円

**第3号議案** 取締役（監査等委員である者を除く。）2名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である者を除く。）2名全員が任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものです。また、本議案の提出につきましては、監査等委員会において検討の結果異議ありませんでした。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                  | 候補者の有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | ま と ば り ょ う<br>的場 亮<br>(昭和40年3月12日生) | 平成5年4月 財団法人地球環境産業技術研究機構本部研究員<br>平成9年4月 国立奈良先端科学大学院大学教員<br>平成14年4月 米国国立衛生研究所<br>Research Scientist<br>平成18年4月 当社入社研究開発部長<br>平成19年6月 当社取締役兼研究開発部長<br>平成22年4月 当社取締役兼事業本部長<br>平成22年6月 当社代表取締役社長兼事業本部長<br>平成24年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>現在に至る | 5,000株        |
| 2     | ほりかわ ゆうじ<br>堀川 裕司<br>(昭和52年2月22日生)   | 平成17年4月 中央大学商学部教員<br>平成19年10月 矢矧コンサルタント株式会社入社<br>平成20年11月 株式会社エンプラス入社<br>平成25年7月 同社エンブラ事業部副事業部長<br>平成26年10月 同社エンブラ事業部事業部長<br>平成28年4月 同社事業企画部門長<br>平成29年4月 当社入社 顧問<br>平成29年6月 当社取締役就任（現任）<br>現在に至る                                   | 0株            |

(注) 堀川裕司氏が平成29年3月まで在籍しておりました株式会社エンプラスは、当社の大株主であり、資本業務提携契約関係があるとともに、受託サービス事業において協業関係にあります。その他の候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。

また、本議案に提出につきましては、監査等委員会において検討の結果異議ありませんでした。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 候補者の<br>有する当社<br>の株式数 |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| たけやま はるこ<br>竹山 春子<br>(昭和36年1月20日生) | 昭和61年4月 株式会社アドバンス入社 研究所配属<br>平成3年1月 米国アイマミ大学海洋研究所研究員(平成4年4月から博士研究員)<br>平成6年3月 同 Adjunct Assistant Professor<br>平成6年3月 東京農工大学工学部物質生物工学科助手(平成7年生命工学科へ改組)<br>平成11年6月 同 助教授(平成16年4月、部局化により大学院共生科学技術研究院生命機能科学部門助教授)<br>平成17年10月 同 教授<br>平成19年4月 早稲田大学先進理工学部生命医科学教授(現任)<br>平成19年4月 東京農工大学工学部 客員教授(現任)<br>平成20年4月 東京農工大学・早稲田大学共同先進健康科専攻教授(併任 現任)<br>平成21年4月 早稲田大学規範科学総合研究所所長(現任)<br>平成28年6月 当社監査役に就任<br>平成29年6月 当社監査等委員会設置会社に移行のため監査役を辞任、補欠の監査等委員である取締役に選出<br>現在に至る | 0株                    |

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
 2. 竹山春子氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者であります。  
 3. 竹山春子氏は、社外取締役候補者であります。なお、竹山春子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。  
 4. 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性並びに社外取締役との責任限定について
- (1) 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び独立性について
- ① 竹山春子氏につきましては、大学教授としての長年の研究と生命医科学の専門的知識を当社の監査機能強化に貢献いただけるものと考えており、また当社の業務執行者から独立した立場にあることから補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。
  - ② 竹山春子氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者、役員ではありません。
  - ③ 竹山春子氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  - ④ 竹山春子氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は、役員の配偶者、三親等以内の親族その他に準ずるものではありません。
  - ⑤ 竹山春子氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲渡受けにより当社が権利義務を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 在任中に不当な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止及び発生後の対処について該当事項はありません。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について  
 当社は、竹山春子氏が非業務執行取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする予定です。

以上

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月19日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。



3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）



# 会場ご案内図

- 会 場 港区立商工会館  
東京都港区海岸一丁目4番28号  
電話 03(3433)0862
- 交 通 電車
- ・JR 山手線・京浜東北線/モノレール  
「浜松町」駅より徒歩5分
  - ・都営大江戸線/浅草線  
「大門」駅より徒歩10分
  - ・新交通ゆりかもめ  
「竹芝」駅より徒歩3分

会場付近略図

